

糸魚川市駅北復興まちづくり
「糸魚川らしいほちなみ再生プロジェクト」

景観・不燃化ガイドライン

【重点地域編】



平成 30 年 5 月 改訂版
新潟県 糸魚川市

糸魚川市駅北復興まちづくり

「糸魚川らしい まちなみ再生プロジェクト」

景観・不燃化ガイドライン

糸魚川駅北地域の中心市街地を東西に横断する「本町通り（市道横町大町線）」は、旧加賀街道として加賀藩の本陣が置かれていたという歴史を持ち、全国的にも稀少である雁木が残されています。

この本町通りを中心に、黒色系の瓦で葺かれた平入りの木造建築が軒を連ねる、特徴的で落ち着いたまちなみが多く見られます。

こうしたまちなみも、平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火によって、その多くが焼失しました。糸魚川市では、この大火からの復興をめざし、平成29年8月に『糸魚川市駅北復興まちづくり計画』を策定し本町通りの歴史的なまちなみの再生や個々の建物の個性を生かしつつ全体として調和のとれた「糸魚川らしいまちなみの再生」とともに、延焼遮断帯の形成や地区全体の建築物の不燃化促進、市道拡幅や防災公園の整備など「大火を防ぐまちづくり」に取り組むこととしています。

これらを実現するためには、行政による道路や公園等の整備と、土地や建物の所有者等による「景観」及び「不燃化」に配慮した土地利用や建築とが、一体となって進められていくことが必要です。

景観に配慮した建物や工作物等がつながっていくことで、統一感や連続性のある豊かで良好なまちなみが生まれます。また、建物を不燃化することで、所有者の皆さんの財産が守られるだけでなく、まち全体の防火性能が強化・向上していきます。

この「景観・不燃化ガイドライン」は、「景観」と「不燃化」を両立させたまちづくりを推進する上での基準を示すものとして定めるものです。

自らが住み暮らしていくまちを、自らの力でよみがえらせ、「糸魚川らしいまちなみ」をみんなで再生していきましょう。

景観・不燃化ガイドライン【重点地域編】

目 次

1．目的と対象エリア

(1) ガイドライン策定の目的	4
(2) エリアの設定と整備方針	5
(3) ガイドラインによってめざすこと	6

2．ガイドラインの概要

(1) まちなみ・建物の景観イメージ	8
(2) ガイドラインの内容まとめ	9

3．ガイドラインの具体内容

【1】建物等の構造	11
【2】建物等の配置	13
【3】屋根の素材・形状・色彩	15
【4】外壁の素材・色彩	16
【5】公道に面する開口部の素材・色彩・修景... ..	18
【6】付属施設	20
【7】土地利用	21

1. 目的と対象エリア

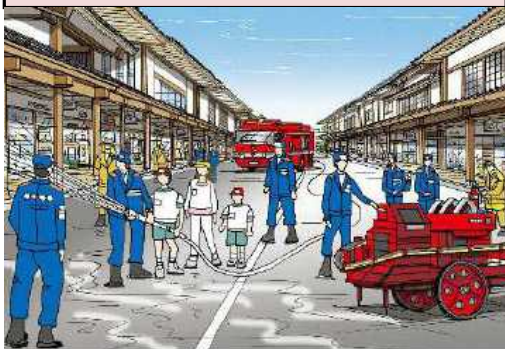
(1) ガイドライン策定の目的

糸魚川市駅北大火からの復興と再生に向けて、『景観』と『不燃化』の両方に配慮したまちづくりを目指します。

「糸魚川市駅北 復興まちづくり計画」～ 第4章 重点プロジェクト より (復興まちづくりをけん引するうえで重要な施策や波及効果が高く優先的に取り組むべき施策)		
	2 大火を防ぐまちづくりプロジェクト	3 糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト
目的	大火の拡大を防ぐため、本町通りを延焼遮断帯として機能させるとともに、地区全体の建築物の不燃化を促進します。 また、市道の拡幅や防災上有効な公園等の整備などにより、延焼の拡大を防止し、市民と共に他の災害にも強いまちをつくります。	雁木や酒蔵などをはじめとする本町通りの歴史的なまちなみを再生するとともに、個々の建物の個性を生かしつつ、全体として調和のとれた糸魚川らしい景観づくりを推進します。
主な施策	○ 本町通りにおける延焼遮断帯の形成 ○ 木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援 ○ 延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進	○ 雁木再生への支援 ○ 地場産材等を活用した復興モデル住宅の推奨、支援 ○ 雁木のあるまちなみと調和する住宅や店舗の建築の促進と支援

■ 不燃化の促進

個々の建物の防火性能を高め、市民の生命と財産を守り、まち全体の防火性能を強化・向上します



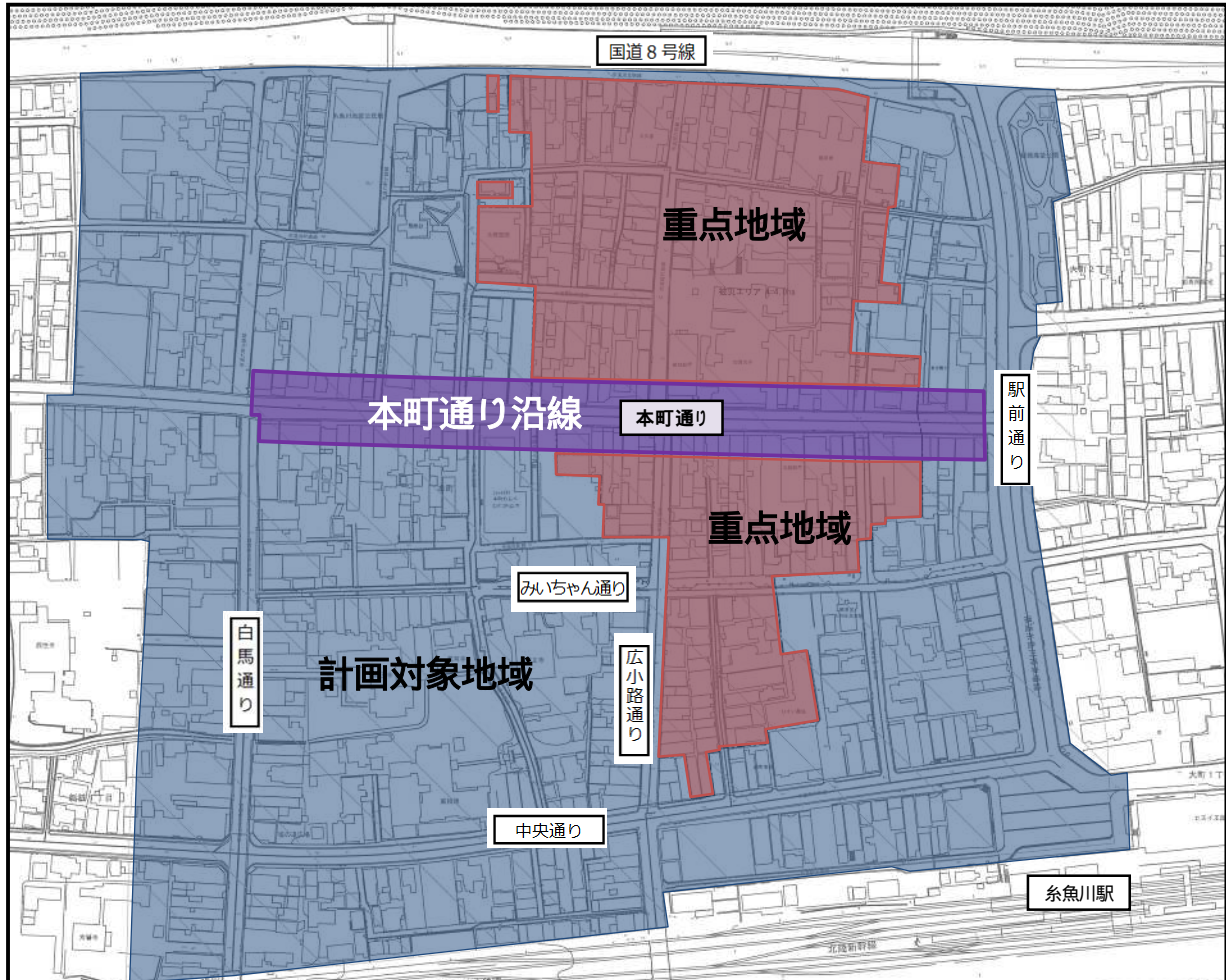
■ 良好な景観の形成

個々の建物が景観に配慮しながら連なることにより、全体として調和のあるまちなみ景観を形成します



(2) エリアの設定と整備方針

中心市街地のまちなみ再生の取り組みは、**本町通り沿線**、**重点地域**、**計画対象地域**、3つのエリアに区分し、エリア毎に整備を推進します。



本町通り沿線

[上図の紫色の範囲]

- 沿線の建物を、準耐火建築物または耐火建築物として整備し、火災の拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を創出します。
- 歴史的な街道の特徴的な景観要素である雁木の再生と歩行者空間の整備を図り、連続性のある調和のとれたまちなみ景観を形成します。

重点地域

[上図の赤色の範囲]

- 指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、地域の復興の中で不燃化を推進します。
- 建物の形状や色あい等をこのガイドラインで定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

計画対象地域

[上図の青色の範囲]

- 指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、地域内の不燃化を推進します。
- 建物の形状や色あい等をこのガイドラインで定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

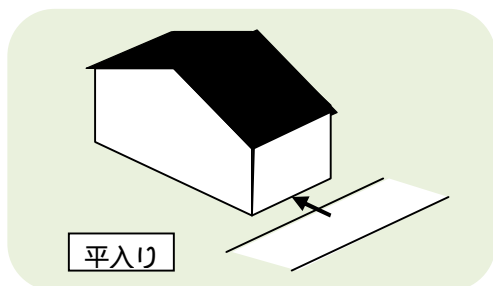
ガイドラインの適用と推進・支援は、**本町通り沿線**と**重点地域**を先行して取り組みます。
計画対象地域への適用・支援は、復興・再生のための整備・実施状況を考慮して、実施時期を決定します（平成30年度以降を予定）。

(3) ガイドラインによってめざすこと

■ 糸魚川らしいまちなみ形成をめざします。

● 糸魚川市街地の建物の特徴

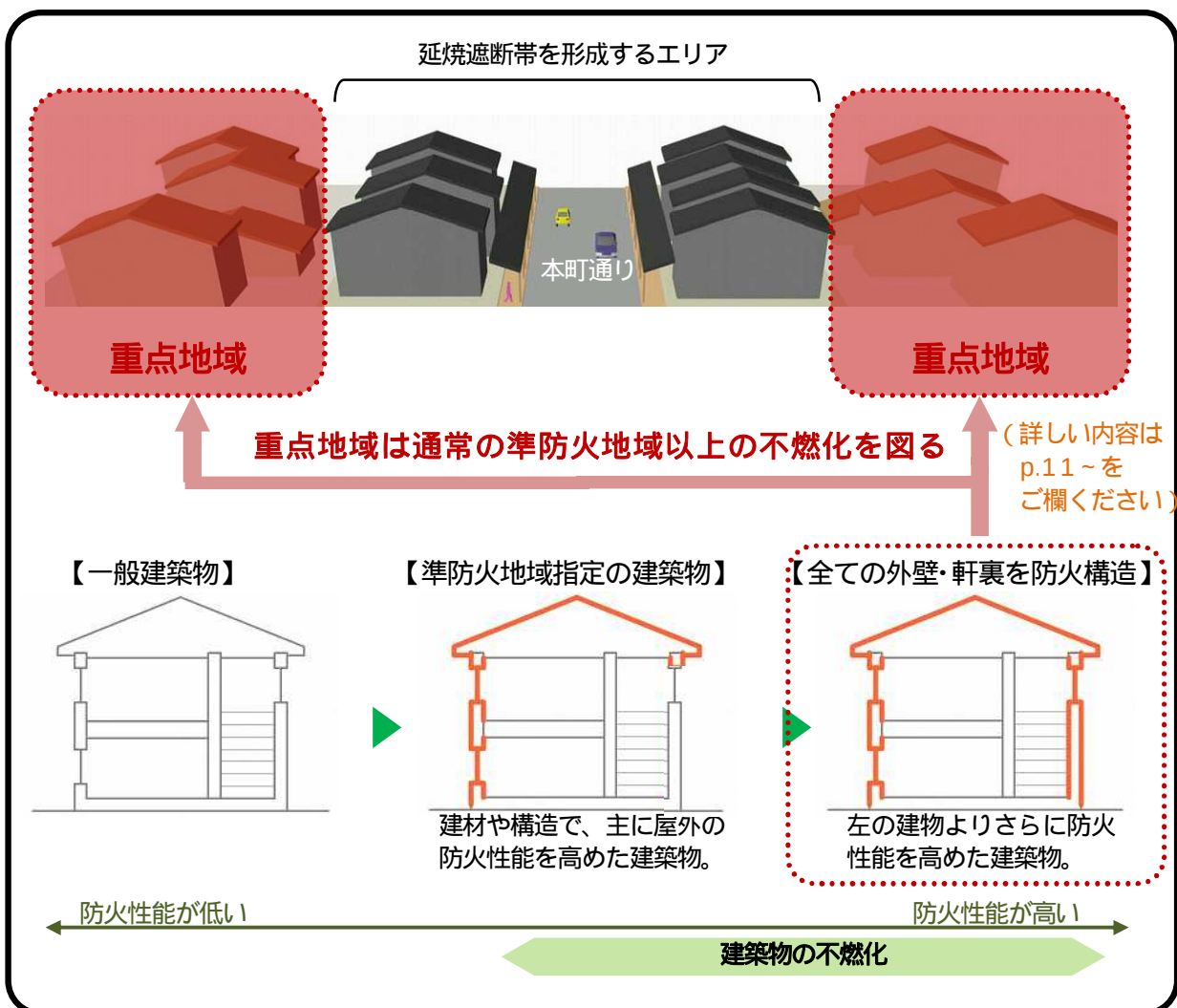
- ・ 黒色の瓦で、玄関が桁側の建物（平入り）が多い。
- ・ 歩行者が雨や雪にあたらないよう軒先に雁木が連なっている。



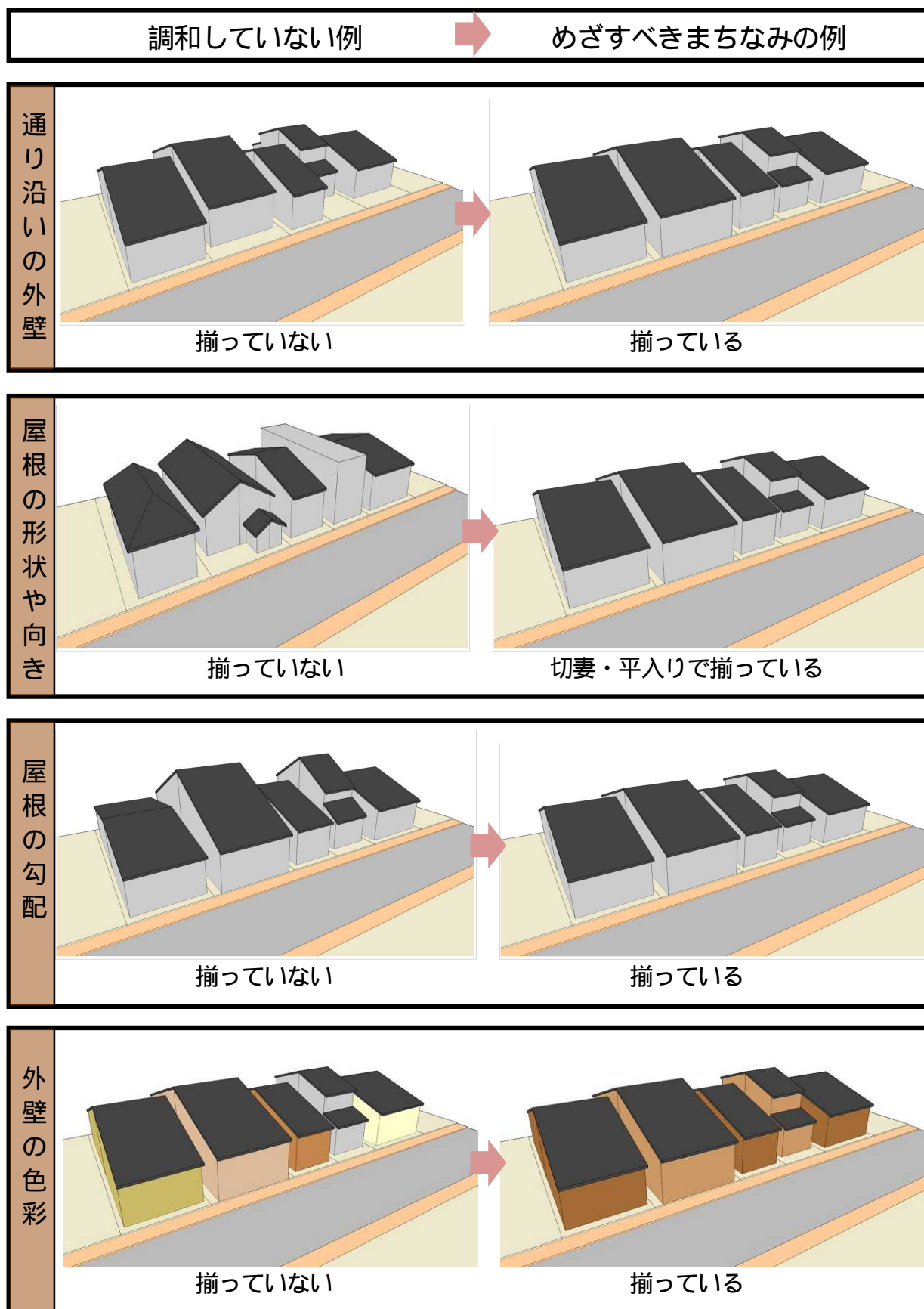
● 糸魚川のまちなみの例



■ 建物の防災性能の向上による不燃化の促進をめざします。



■ 建物どうしの調和によるまちなみ形成をめざします。



2. ガイドラインの概要

(1) まちなみ・建物の景観イメージ

ガイドラインの概要を「まちなみ」と「建物」の景観イメージで示します。

まちなみ景観

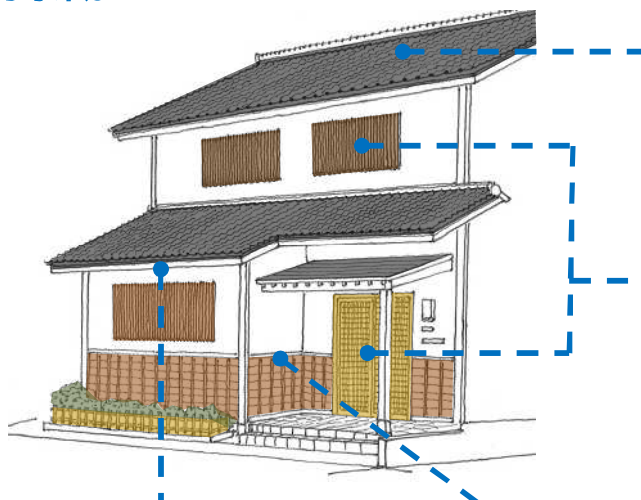
勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます

通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます

通り側の外壁は、隣接する建物との壁面を揃えます



建物景観



通りに対して桁側を平行に配置します

黒系・茶系・白系・木肌調とします

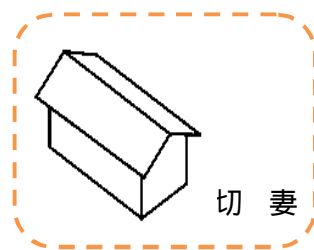
屋根は日本瓦、金属瓦（日本瓦調）等とします（黒系・茶系）

切妻屋根で軒のある形状とします

公道に面する窓又は外壁に縦格子（黒系・茶系・木肌調）の修景をします（不燃材使用）

公道に面する開口部の枠は、黒系・茶系・ステンカラー系・外壁をガイドライン推奨色にした時のみ外壁と同系色 のいずれか（ガラスは透明・白系）

外壁と軒裏はすべて防火構造とします



切妻



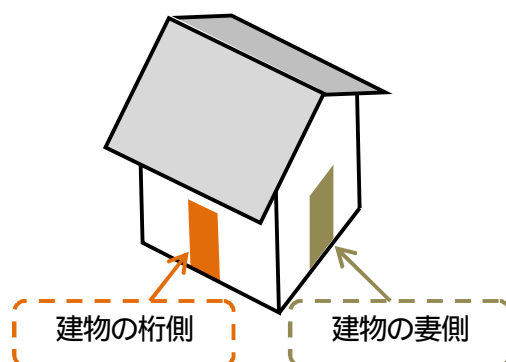
寄棟



片流れ



陸屋根



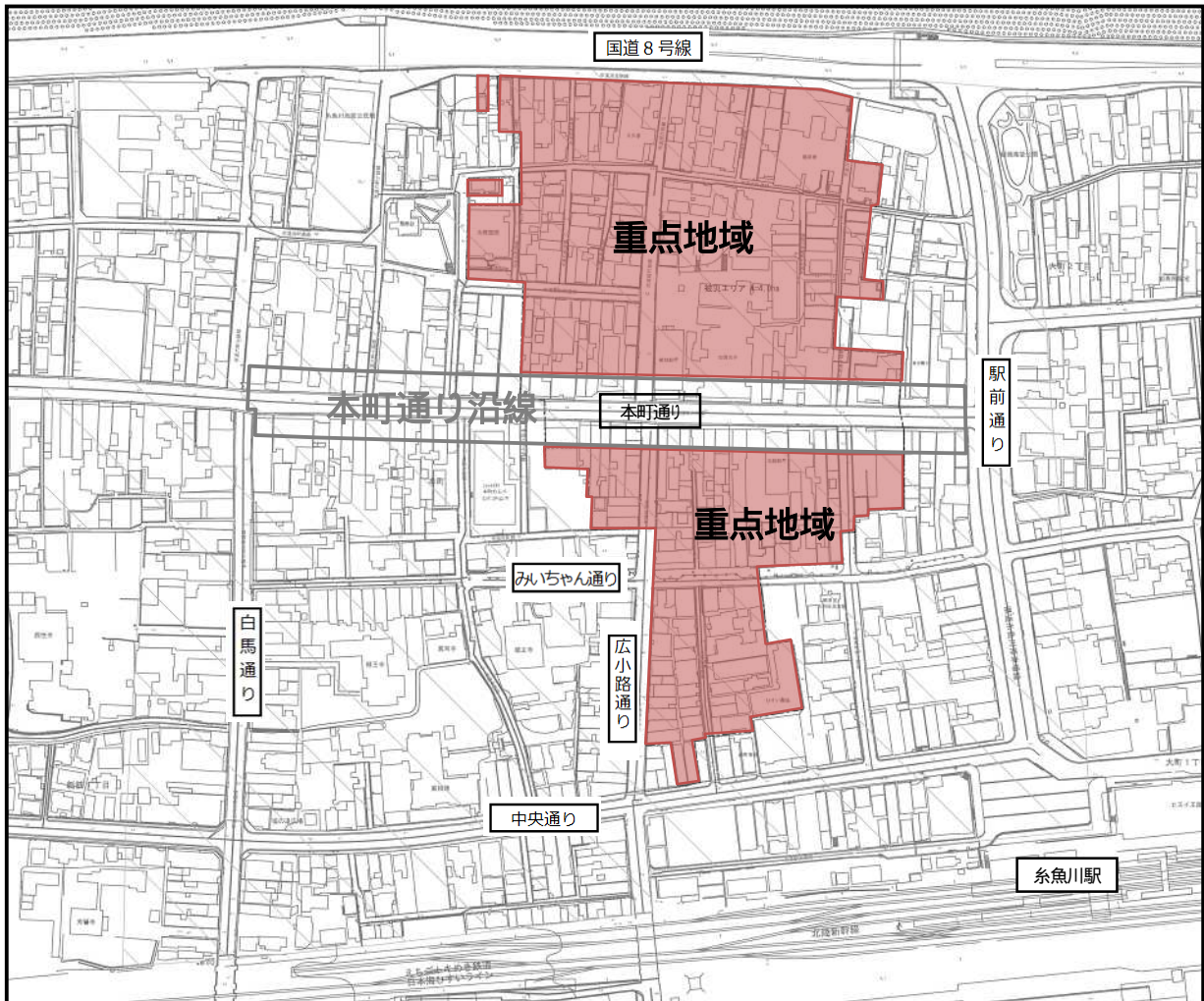
建物の桁側

建物の妻側

(2) ガイドラインの内容まとめ

重点地域の景観・不燃化ガイドラインの内容を、以下にまとめます。

■ 対象範囲



- ・被災エリアのうち、本町通りの道路境界から奥行 12 メートルまでを除く範囲

「本町通り沿線」と「重点地域」とにまたがって建つ建物については、「本町通り沿線」のガイドラインが適用されるため、このガイドラインではなく「本町通り沿線」のガイドラインをご覧ください。

■ 方針

- 指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、地域の復興の中で不燃化を推進します。
- 建物の形状や色あい等をこのガイドラインを定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

■ 内容一覧

建物・付属建物	【1】 建物等の構造	(1)防火性能	○外壁・軒裏は全て 防火構造 とします。
	【2】 建物等の配置	(1)建物の位置	通り側の外壁は、道路からの後退をおおむね 2 メートル以内とし、隣接する建物との壁面を揃えます。
			やむを得ず外壁を 2 メートル以上後退させる場合には、植栽等の配置によりまちなみの連続性を確保します。
		(2)屋根の形状・入口位置	切妻屋根で、軒のある形状とします。
			通りに対して桁行方向が概ね平行になるよう建物を配置します。
			複数の通りに面する敷地の場合は、その敷地を含む街区全体の建ち並びに合わせた配置とします。
	【3】 屋根の素材・形状・色彩	(1)素材	日本瓦葺き 又は 金属瓦(日本瓦調のもの)葺きとします。
		(2)形状	瓦を用いない場合は、カラー鋼板等を用いた瓦棒葺き、横葺き、又は平葺きとします。
		(3)色彩	○勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます。(3.5 寸～5 寸勾配)
	【4】 外壁の素材・色彩	(1)素材	○黒系又は茶系とします。
		(2)色彩	○全て防火構造の基準を満たすものとします。
付属施設	【5】 通りに面する窓・外壁等の修景	(1)色彩	○黒系、茶系、白系又は木肌調(木そのものの色合い)とします。
			通りに面するすべての開口部の枠の色彩は、黒系、茶系、ステンカラー系、外壁をガイドラインが推奨する色にした場合に限り外壁と同系色のいずれかとします。
	(2)修景	(1)色彩	通りに面するすべてのガラスは透明又は白系とします。
			通りの正面から格子部分が 0.8 m ² 以上見えるように、次のいずれかの修景をします。【設計基準あり】 ・窓に縦面格子を取り付ける ・外壁や開口部などに装飾や目隠しの縦格子を取り付ける。 格子には不燃材料を用い、色は黒系、茶系又は木肌調(木そのものの色合い)とします。
その他	【6】 付属施設	(1)設置位置	通りに面する部分には設置しないようにします。
		(2)色彩	通りに面してやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します。
その他	【7】 土地利用	植樹・植栽	○通りに面してやむを得ず設置する場合は、黒系、茶系、木肌調、外壁をガイドラインが推奨する色にした場合に限り外壁と同系色 のいずれかとします。
			○延焼の拡大の抑制と緑豊かなまちなみの形成を目指し、市街地内の緑化を推進します。

色彩基準あり

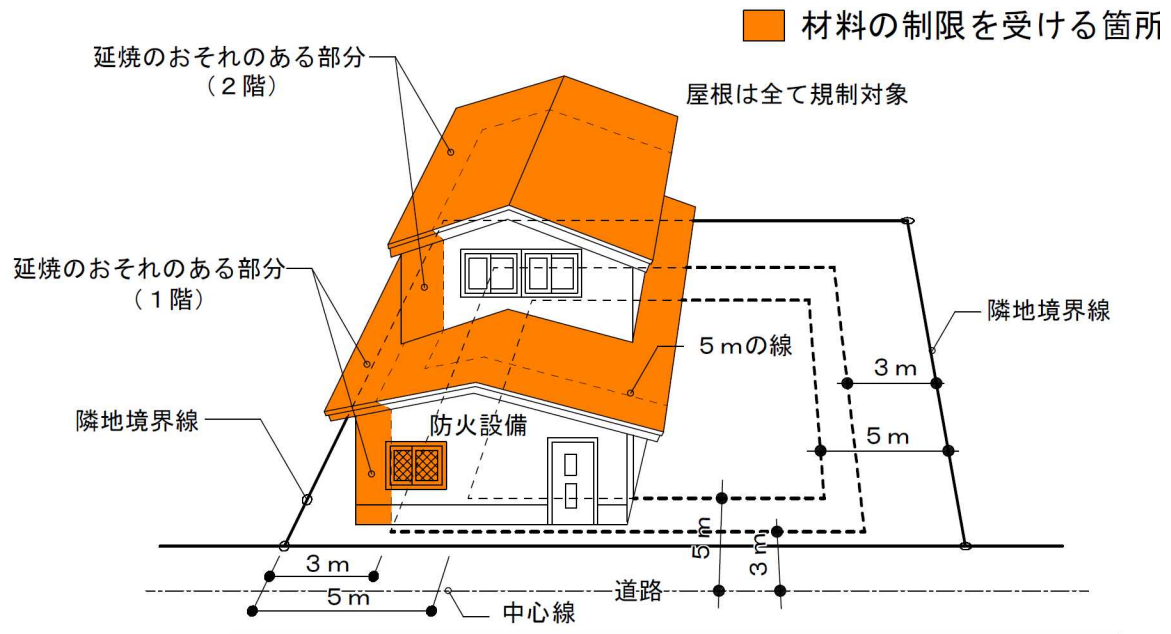
3. ガイドラインの具体内容

【1】建物等の構造

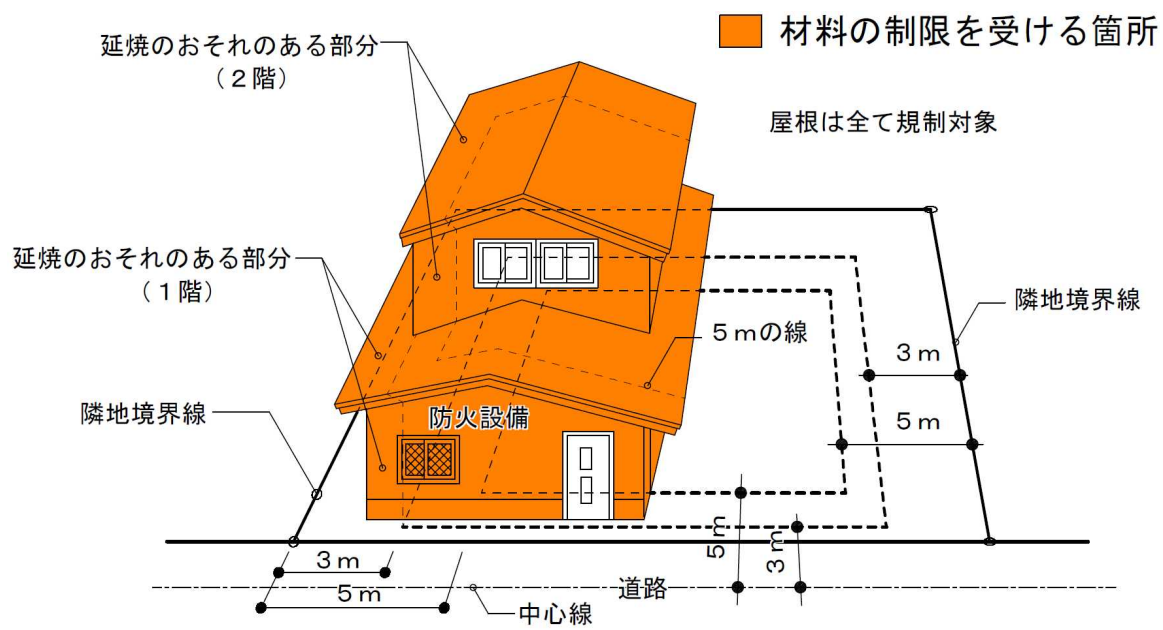
(1) 防火性能

- 外壁・軒裏は全て防火構造とします。

準防火地域の仕様 : 「延焼の恐れのある部分」を防火構造とする

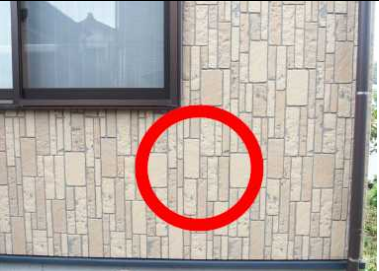
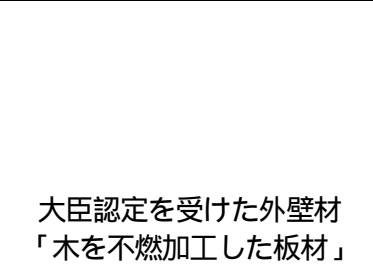
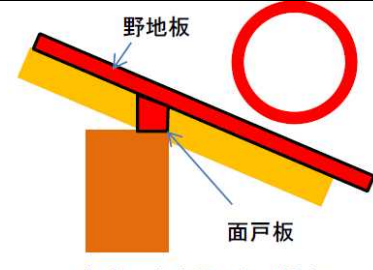


推奨する仕様 : 建物の外壁と軒裏をすべて防火構造とする



- 当区域は準防火地域に指定されているため、延焼の恐れのある部分は防火構造にする必要がありますが、防火性能をさらに高めて不燃化を推進するため、建物全体の外壁・軒裏を防火構造とします。

- 準防火地域で、建物の「延焼のおそれのある部分」に「使える」「使えない」材料の一例
(木造2階建て、延べ床面積 500 m²以下の住宅程度)

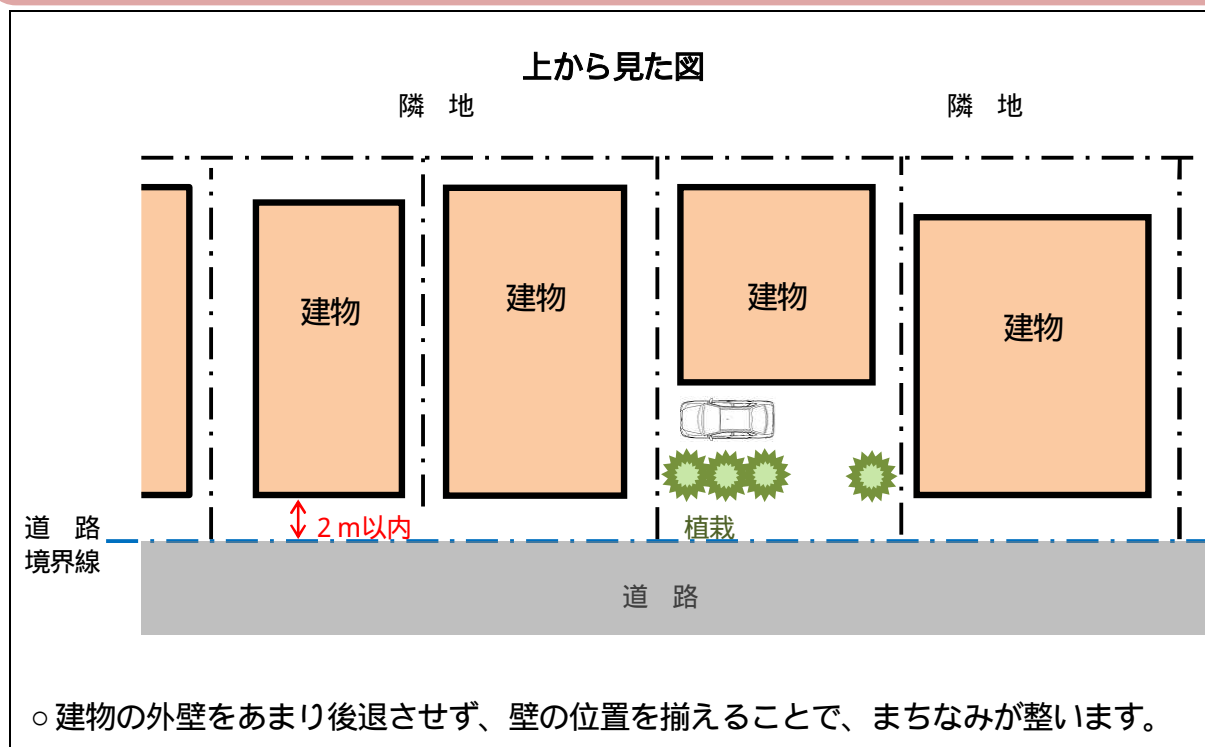
	使　　え　　る		使えない
外 壁		大臣認定を受けた外壁材	 木の下見板
		大臣認定を受けた外壁材 「金属系サイディング」	
		大臣が定めたもの 「鉄板と下地板の組合せ」	
軒 裏		大臣認定を受けた外壁材 「窯業系サイディング」	 軒裏が木のまま 左の大臣が定めたものを除く
		大臣認定を受けた外壁材 「木を不燃加工した板材」	
		大臣認定を受けた軒裏材	
窓		野地板 面戸板 軒裏の木を見せたい場合 大臣が定めたもの 野地板厚 30mm 以上、面戸板厚 45mm 以上 (桁、外壁は別途 防火 構造にすること)	 透明ガラス
		網入りガラス	

【2】建物等の配置

(1) 建物の位置

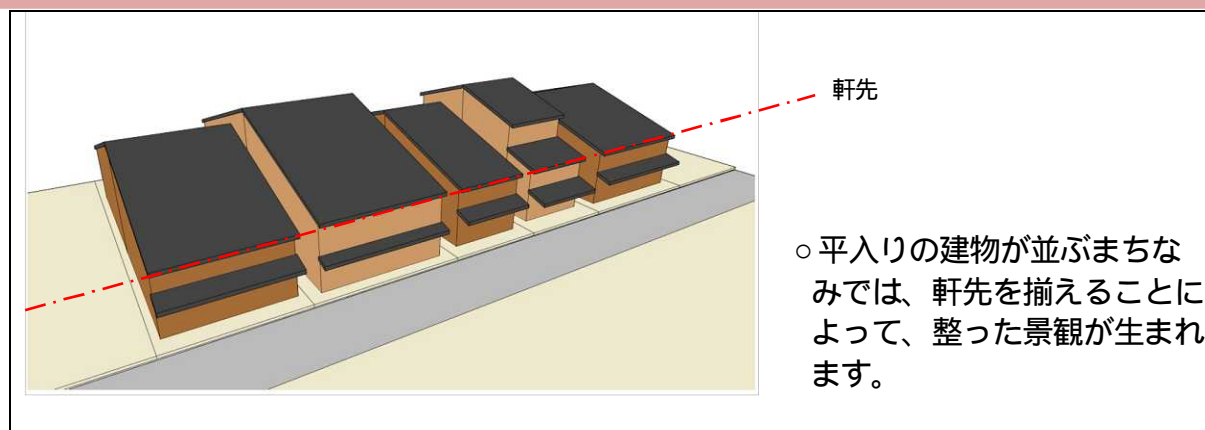
通り側の外壁は、道路からの後退をおおむね2メートル以内とし、隣接する建物との壁面を揃えます。

やむを得ず外壁を2メートル以上後退させる場合には、植栽等の配置によりまちなみの連続性を確保します。



植栽には、防火力の強い常緑広葉樹（マサキ、ツバキなど）を使います。

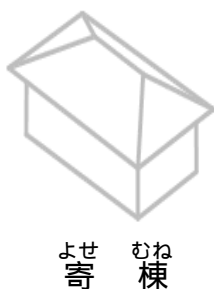
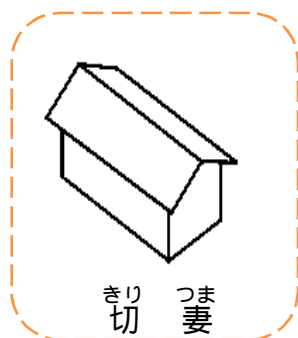
通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます。



(2) 屋根の形状・入口の位置

切妻屋根で、軒のある形状とします。

〔代表的な屋根の形状〕



○ 糸魚川に多く見られる形状に揃えることで、糸魚川らしいまちなみを形成します

通りに対して桁行方向が概ね平行になるよう建物を配置します。

<例>

○	街なみに合う屋根形状	屋根の桁行方向が通りに平行に揃っており、調和のある街なみとなります。
○	街なみに合う屋根形状	屋根の桁行方向が通りに平行に揃っており、調和のある街なみとなります。 (建物入口については、妻入りと平入りが混在しても可)
×	街なみに合わない屋根形状	屋根の桁行方向が通りに平行に揃っておらず、調和のある街なみになりません。
×	街なみに合わない屋根形状	屋根の桁行方向が通りに平行に揃っておらず、調和のある街なみになりません。

○ 糸魚川に多く見られる形状に揃えることで、糸魚川らしいまちなみを形成します

○ 建物が複数の通りに面する場合は、市が指定する通りに合わせます

【 3 】屋根の素材・形状・色彩

(1) 素材

日本瓦葺き 又は 金属瓦（日本瓦調のもの）葺き とします。

瓦を用いない場合は、カラー鋼板等を用いた 瓦棒葺き、横葺き、又は平葺き とします。



日本瓦葺きの例



金属瓦（日本瓦調のもの）の例



瓦棒葺きの例



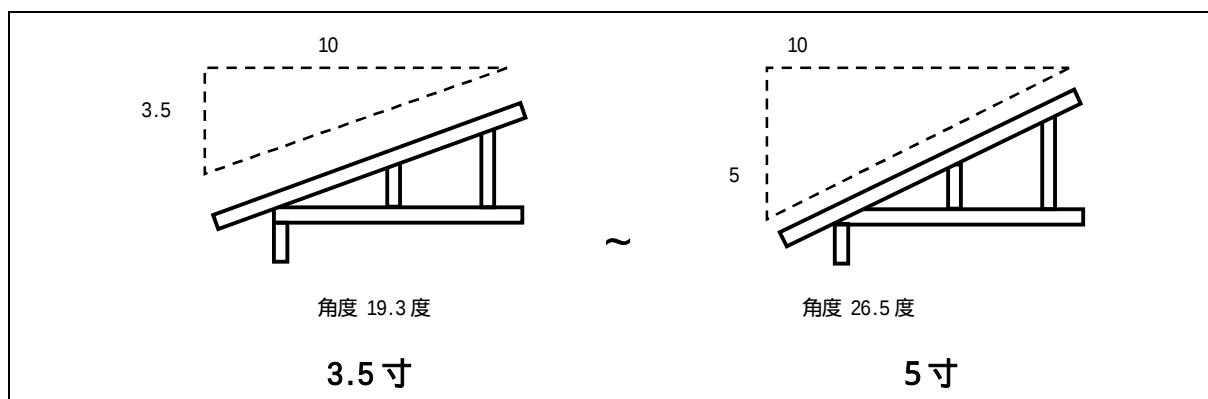
横葺きの例



平葺きの例

(2) 形状

- 勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます。（3.5 寸～ 5 寸勾配）



(3) 色彩

- 黒系又は茶系とします。

【４】外壁の素材・色彩

（１）素材

- 防火性能を満たす素材とします。

〔 p.11【１】（１）参照〕

（２）色彩

- 黒系、茶系、白系又は木肌調（木そのものの色合い）を基調色とします。

・ 黒系、茶系、白系は、下のマンセル値によるものとします。

色	マンセル値		
	色 相 H	明 度 V	彩 度 C
黒 系	すべて	0 ~ 2	0 ~ 1
		0 ~ 2.1	0 ~ 0.9
		0 ~ 2.2	0 ~ 0.8
		0 ~ 2.3	0 ~ 0.7
		0 ~ 2.4	0 ~ 0.6
		0 ~ 2.5	0 ~ 0.5
		0 ~ 2.6	0 ~ 0.4
		0 ~ 2.7	0 ~ 0.3
		0 ~ 2.8	0 ~ 0.2
		0 ~ 2.9	0 ~ 0.1
		0 ~ 3	0（無彩色）
茶 系	7.5R ~ 10R	0 ~ 4	0 ~ 4
	0.1YR ~ 7.5YR	0 ~ 5	0 ~ 5
	7.6YR ~ 10YR	0 ~ 4	0 ~ 4
	0.1Y ~ 2.5Y	0 ~ 2	0 ~ 4
白 系	2.5YR ~ 10YR	9 ~ 10	0 ~ 1
	0.1Y ~ 10Y	8 ~ 10	0 ~ 2
	0.1GY ~ 10GY	8.5 ~ 10	0 ~ 1.5
	0.1G ~ 5G	9 ~ 10	0 ~ 1
	すべて	8.5 ~ 10	0（無彩色）

・ 基調色のほかにアクセント的な色彩を使う場合は、小さい割合（１０％程度以下）と

し、基調色との調和に努めるものとします。

○色彩は、三つの属性（色相、明度、彩度）の組み合わせで表現されます。

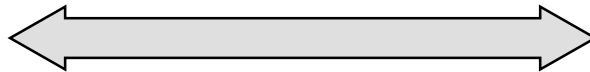
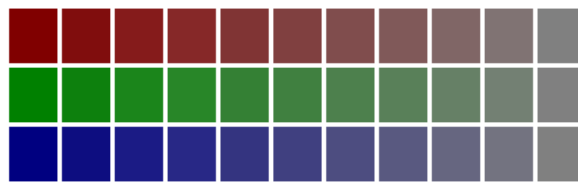
1) 色相 赤、黄、緑、青といった色の違い



2) 明度 色の明るさの度合い



3) 彩度 色の鮮やかさの度合い



○伝統的まちなみで多くを占める木造建物の色彩は、黒・茶・白です。

○彩度を下げていくことで、従来のまちなみに馴染む落ち着いた色彩になります。



白系の例（しっくい壁）



木肌の例（木そのものの色合い）

【５】通りに面する 窓・外壁等 の修景

(１) 色彩

通りに面する開口部の枠の色彩は、黒系、茶系、ステンカラー系(１)、外壁をガイドラインが推奨する色(２)にした場合に限り外壁と同系色 のいずれかとします。

〔 １ ステンカラー系は、下のマンセル値によるものとします。

色相：9.5 Y R ~ 2.0 Y、明度：6.5 ~ 8.5、彩度：0.5 ~ 1.5 〕

(平成30年4月1日現在、上記マンセル値内のサッシ色として、YKKapではプラチナステン、LIXILではシャイングレー、三協アルミではシャンパングレーがあります。)

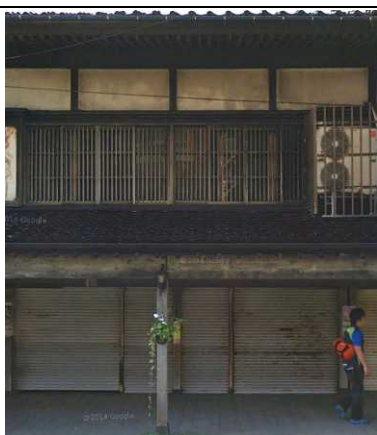
〔 ２ p.16【４】(２) 参照〕

通りに面するすべてのガラスは、透明又は白系とします。

(２) 修景(風景・景観を美しく整えること)

通りの正面から格子部分が0.8㎡以上見えるように、次のいずれかの修景をします。

- ・窓に縦面格子を取り付ける
- ・外壁や開口部などに装飾や目隠しのための縦格子を取り付ける
(外壁装飾の格子は、格子を撤去した場合も外壁として成り立つものに限ります)
(敷地への侵入防止のための柵・フェンス・塀は、修景の対象からは除きます)



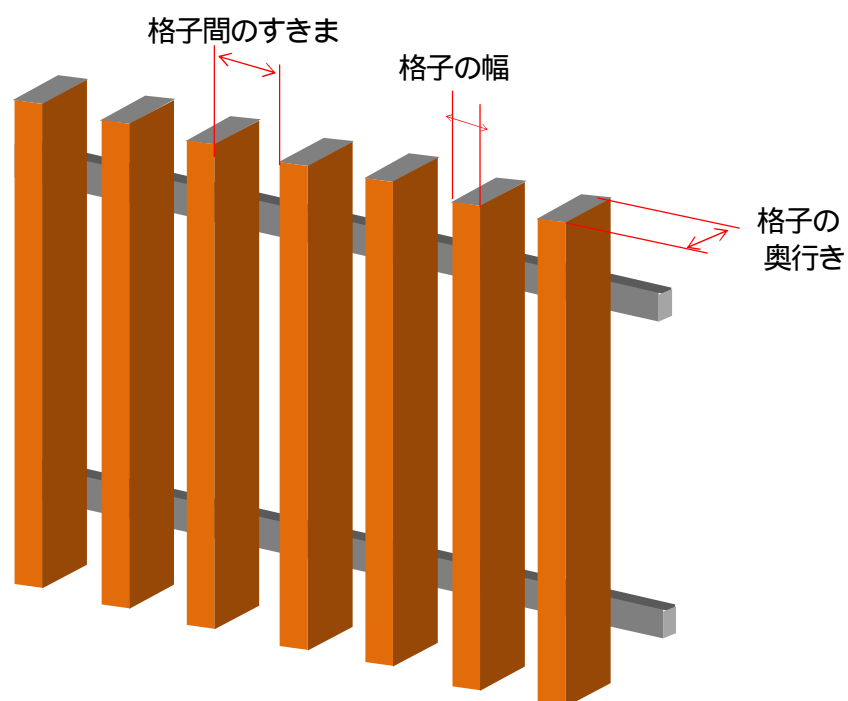
- 当地域の景観を特徴づけていた要素の一つが「縦格子」です。
- これを通りに面する開口部の修景に取り入れることで、かつての景観の再現につながり、個性と歴史性のあるまちなみを生み出すことができます。
- 面格子には多様なデザインがあるため、修景にふさわしい推奨基準を定めます。(次頁)

○	○	×
		
適度な目隠し効果があり、修景にふさわしいデザイン	強度重視の太いデザイン（格子が長い場合など）	格子の間隔が広すぎ、修景にふさわしくないデザイン

○まちなみの個性と歴史性を表現するのにふさわしいデザインで、防犯性と目隠し効果にも配慮をして、下の表のような縦の面格子の寸法を定めます。

縦の面格子の寸法（推奨基準）

格子の幅	格子の奥行き	格子の間隔（すきま）
1.5cm ～ 7.5cm	2cm ～ 9cm	格子間のすきまが格子の幅の2倍以下 かつ 11cm 以下で、等間隔に配置



格子には不燃材料を用い、色は黒系、茶系又は木肌調（木そのものの色合い）とし、寸法は上の通りとします。

【 6 】 付 属 施 設

付属施設	付帯設備（室外機、給排水設備、電気設備など）
	工作物（塀、さく、広告物、看板、自動販売機など）

（ １ ） 設 置 位 置

通りに面する部分には設置しないようにします。

通りに面して付帯設備などをやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します。



景観に配慮した付属施設の例

（ ２ ） 色 彩

- 通りに面してやむを得ず設置する場合は、黒系、茶系、木肌調（木そのものの色合い）、外壁をガイドラインが推奨する色にした場合に限り外壁と同系色 のいずれかとします。

【 7 】 土地利用

(1) 植樹・植栽

○ 延焼の拡大の抑制と緑豊かなまちなみの形成を目指し、市街地内の緑化を推進します。

- 糸魚川駅北大火の被災地の調査結果によると、加賀の井酒造周辺の林では、焼け残った土蔵などから判断して、土蔵の落葉樹（ケヤキ、イチョウ）の枝と、常緑樹（クロマツ、マサキ、ツバキ）の葉による遮熱、火の粉の飛散防止機能があったと考えられています。
- また、焼失した家並みの中では、イチョウやサクラ類など多くの落葉樹の冬芽が健全に生存していました。
- 落葉樹の夏の葉の含水率は常緑樹よりも高く、落葉した冬の枝には大量の水分を含んでおり、耐火力が強いことが既往研究から明らかになっています。



- ・ 敷地内の空地には、積極的に植樹・植栽などを施したり、既存の樹木など緑を残すことにより、防火・延焼対策と緑化推進に配慮することを推奨します。
- ・ 敷地内に塀を設ける際には、倒壊のおそれのあるブロック塀等とせずに、景観・緑化に配慮した生垣等とすることを推奨します。



日本の国石『ヒスイ』

日本を代表する石、すなわち「国石」は、これまで正式に決められていませんでした。

2016（平成 28）年 9 月 24 日、金沢大学で開かれた日本鉱物科学会の総会で「国石」の投票が行われ、花崗岩、輝安鉱、自然金、水晶、ヒスイの最終候補のなかから、糸魚川ゆかりのヒスイが選定されました。

景観・不燃化ガイドライン 【重点地域編】

編集発行 平成 30 年 5 月 改訂版

糸魚川市 産業部 建設課

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

.025-552-1511(代) Fax.025-552-7372

E-mail kensetsu@city.itoigawa.lg.jp

URL <http://www.city.itoigawa.lg.jp/>